

建設業における労働災害防止措置の徹底について

平成 26 年 5 月 29 日
釜石労働基準監督署

平成 25 年、26 年、2 年連続管内の建設工事現場で死亡災害が発生しています。

墜落災害、車両系建設機械に係る事故防止については、これまでも建設業における三大災害として取り組んでおりますが、今後の工事量増加により労働災害の多発が強く懸念されるところです。

建設業協会や発注機関による安全パトロール、監督署による個別の現場指導等々において、足場や開口部等の墜落防止、昇降設備、型枠支保工の組立て、移動式クレーンや車両系建設機械の取扱い、玉掛用具、安全な通路の確保等々、これまで何度も指摘されてきた問題点が改善されず、都度の指摘となっており「過去の教訓」が生かされておらず重大な災害をもたらすおそれのある状況が相当数に及んでおり、労働基準監督署としましては大変な危機感を抱いております。

震災復興関連工事においては、工期、人員や資材の確保等厳しい状況が続いており、施工される元請各社も一方ならぬご苦勞をされていることと思っておりますが、そのような状況であるからこそ、労働災害防止活動が従来にも増してより一層重要なものとなります。

つきましては、下記事項が確実に実行され、万全な安全対策のもと今後の作業が進められるよう、関係事業場及び労働者一人一人の積極的な取り組みをお願いします。

記

1 施工計画に基づく基本動作の徹底

殆どの現場では工事に関する施工計画や作業計画を立てておりますが、禁止事項を示しているものの、具体的な措置が明確になっていないケース、或いは、施工計画に示されているが、当該計画に基づく作業が行なわれていないケースが認められます。

元請として、施工計画や作業計画、指示・指導に基づく安全作業が日々確実に行なわれているかどうか確認するため、「安全施工サイクル」による活動を徹底すること。

短期間、短時間で終わる作業だからとの理由で安全措置を省略しているケースも多く、結果として労働災害を発生させ、現場作業に甚大な影響を及ぼしています。

計画に基づかない作業が行なわれている場合には、一旦作業を止め、その原因・理由を必ず確認し、計画の見直しを行ない、見直された計画を全作業員に確実に周知させたくうえで作業を再開することをルールとして定め、その旨を元請及び全請負者と作業員に周知徹底すること。

2 安全ルールの遵守と確認の徹底

施工計画・作業計画・作業手順書等は現場の「安全ルール」です。

この「安全ルール」を全ての作業員が正しく理解し、確実に遵守する必要があるため、元請は当然ながら、下請の職長等責任者による現場巡視等において、「安全ルール」が守られているかどうか、確認し、ルール破りを放置しないこと。

「安全ルール」が守られていない場合には、現場での注意だけにとどまらず、なぜ安全ルールが守られなかったのかその背景・理由を必ず確認し、今後どのようにしたら遵守できるか、元請・下請で検討を行い、必要な指導教育を実施すること。

3 店社パトロールの実施

現場単位の安全活動は当然ですが、「店社」としての安全衛生パトロールの実施が重要です。

現場任せにせず、企業として労働災害防止に取り組む必要があるため、経営トップである事業主自らが必ず現場に赴き、施工計画や作業計画に基づく安全ルールが守られているかどうか、日々の安全衛生活動が形骸化していないか、作業員への教育指導は行き届いているか、近道行為や省略行為はないか等々確認すること。

また、店社パトロールによって不備が認められた場合には、現地での口頭指導にとどまらず、その原因の究明と再発防止に向けた具体的な措置について現場から店社に報告させること。

報告内容については、対策に漏れ等ないか精査し、再度現場に赴き、当該措置が確実に実行されているかどうか確認すること。

4 リスクアセスメントの実施方法の改善

現在多くの現場では、従来のKY（危険予知）シートにリスク評価を合わせた形で実施しておりますが、残念ながらリスクアセスメント本来の趣旨目的が達成されておらず、その結果として墜落防止措置が検討されていない等、必要な労働災害防止対策が講じられていないという状態につながっています。

作業開始前に行なわれる日々の「KY（危険予知）活動」と「リスクアセスメント」は目的が異なるものであることを認識し、本来のリスクアセスメント活動を実施すること。

リスクアセスメントは、工程表に基づき予想される作業について、リスク（ハザードは何か、生ずる被害の程度はどうか等）を検討し、具体的なリスク軽減措置を当該作業開始前にあらかじめ講ずることを狙いとするため、店社の安全衛生担当者が積極的に関与すること。

なお、リスク評価にあたり、予想される被害の程度を軽傷と見積もったり、「手元注意」「足元注意」など人の注意力に頼る対策によってリスクが軽減されると評価する傾向がありますが、注意力を喚起しても（墜落防止措置である手すりの代わりにはならず）危険な状態は依然として残っている（リスクは残存している）ことから、災害防止のための「具体的な措置」にはならないことを理解する必要があること。

5 職長クラスの「安全教育」「衛生教育」の反復・継続的な実施

労働災害の防止については、現場代理人の安全衛生意識レベルが高いことが求められますが、各職長の果たすべき役割も非常に大きいものです。

震災復興関連工事では、地元業者だけでは必要な人員を確保出来ないことから、県内外から非常に多くの業者が入場しており、また経験や知識の浅い作業員も含まれていることから、「安全ルール」を全く考えていない或いは意識していないと思われる状況があり、このような事態を改善するためにも、安全衛生意識の高揚と必要な知識の付与等を目的とし、元請、下請の各職長クラスを対象とする「安全教育」「衛生教育」を計画的かつ継続的に実施すること。

なお、教育計画については、作業の工程表に盛り込み、時期を逸することなく実施すること。

6 作業主任者の職務励行の徹底

足場、型枠支保工、土止支保工、地山掘削、酸欠作業などの作業に関しては作業主任者の選任と職務の励行が義務付けられていることは十分認識されていることと思います。

現場においては、作業員不足から、作業主任者が選任されていても別途作業に従事しており、本来の職務を履行しておらず、そのことが不安全行動の放置や必要な対策が実行されないなど

労働災害のリスクをさらに高める要因となるため、各作業主任者に対する安全教育・衛生教育を計画的かつ継続的に実施すること。

また、現場巡視やパトロール等においては、作業主任者がその職務を確実に果たしているかどうかという点についても必ず点検すること。

作業主任者の職務が履行できていない場合には、その要因を把握し、必要な改善措置を検討すること。

7 下請事業場の安全衛生教育の実施状況の確認

労働災害防止活動に関して、下請会社では「元請任せ」という感が否めず、下請作業員の不安全行動、労働災害防止に関する認識不足、知識不足によるものと思われる災害が発生していることから、現場の安全ルールを遵守させるため、また、下請各社が自社で雇用する労働者の安全衛生意識の高揚を図るためにも、下請事業場の安全衛生教育の実施計画、実施状況を随時確認すること。

なお、現場入場の際に元請が実施する新規入場者教育においては、形式的な内容に終始することなく、施工計画・作業計画・作業手順書の周知徹底も併せ、従事する作業におけるリスクアセスメントについても取り組みを浸透させ、リスク軽減のための具体的な措置を明確に明示すること。

8 職業性疾病の予防対策

腰痛症、じん肺症、酸素欠乏症、一酸化炭素中毒、硫化水素中毒、振動障害、高気圧障害、白内障、有機溶剤中毒等々、現場で想定される作業に応じたリスクアセスメントを行ない、必要な対策を明確にし、確実に措置を実行すること。

作業員に対する衛生教育を実施、危険有害性の認識を促し、措置の必要性を理解させること。

9 災害の再発防止検討会の進め方

労働災害、ヒヤリ・ハットの事例において再発防止検討会を行なう際には、「人の行動面」「管理面」「設備面」等、ハード・ソフトについて、それぞれ掘り下げて検討を行うこと。

また、その手法としては、KJ法(カード1枚に一つの記述、共通グループに分類する方法)、マインドマップ(キーワードを中央に置き、放射線状に問題を記述)、ロジックツリー(キーワードから要因を枝分かれさせる)、特性要因図(魚骨図)等々の方法を活用し、「なぜ」について2段階掘り下げて考えること(なぜなぜ分析)など、従来の手法にとらわれない災害分析を実施すること。

10 各種災害防止対策の点検

(1) 墜落防止措置の徹底

- 高所作業における手すり・囲い等の措置が未実施の箇所がないか、手すり・囲い等が外されたままになっていないか(作業床の端部とコーナー部は特に重点的にチェック)
- 開口部の立入禁止措置は十分か(通り抜けできないよう、手すり+中さん+標示など)
- 脚立、はしご、栈橋、昇降設備の転移防止措置等は確実に取っているか
- 十分な検討を行わず安易に「安全帯の使用」としていないか
- 安全帯の取付け場所は堅固なものか、取付け位置は低くないか

(2) 安全帯の点検・整備

- 安全帯は耐用年数を過ぎていないか、ベルト・ロープの損傷はないか
- 安全帯を正しく使用しているか（結んだままにして使用していない人が目立つ）

(3) 足場の安全措置の徹底

- 「手すり＋中さん＋幅木」等適切な措置が講じられているか
- 足場の内側・外側・妻側に「手すり＋中さん＋幅木」等を取り付けているか
- 足場の始業点検は日々実施しているか、不備があった場合に直ちに措置しているか
- 足場上に資材・材料等が放置されていないか、釘や廃材が放置されていないか
- 足場の作業床の隙間はよいか、凸凹はないか、つまづき防止措置を講じているか
- 足場の作業床と幅木の間に隙間が生じていないか
- 手すり、中さん、幅木等が取り外されたまま放置されていないか

(4) 車両系建設機械に係る災害防止措置の徹底

- 作業計画を立て、関係者への周知を行なっているか（ホワイトボードを活用し、重機の位置、誘導員の立ち位置、立入禁止区域、合図方法等々を明示して周知しているか）
- 作業計画に基づき、立入禁止区域を明示しているか
- オペレーター、作業員はそれぞれ定められた合図を的確に行なっているか
- 車両系建設機械の用途外使用が行なわれていないか
- クレーン仕様の場合の対策（クレーン作業に係る対策）は検討しているか
- 旋回範囲内（本体、アーム）の立入禁止措置を講じているか、立ち入る者がいないか
- 路肩、傾斜地等では誘導員を配置しているか、誘導員は職務を行なっているか
- 路肩からの転落防止措置は十分か（誘導員の配置、路肩の標示、路肩からの距離は十分か）
- 積み下ろし作業は平坦な場所で、十分な幅の道板等を使用しているか
- 始業点検、月例点検、年次点検は実施しているか（不備な点は直ちに補修しているか）

(5) 移動式クレーンに係る災害防止措置の徹底

- 作業計画を立て、当該計画に基づいて作業を行なっているか
- 旋回範囲内（バケット含む）の立入禁止措置を講じているか、立ち入る者がいないか
- 吊り荷の下に立ち入っていないか、介錯ロープを適正に使用しているか
- 玉掛用具は作業開始前に点検しているか、損傷しているものを使用していないか
- 有資格者による作業が行なわれているか

(6) 土砂崩壊による災害防止措置の徹底

- 現地調査結果に基づき作業計画を立て、当該計画に従って作業を行なっているか
- 掘削勾配は安全勾配で行なっているか、土止め支保工、落石防護柵等は設置しているか
- 地山の点検は確実に行なわれているか、崩壊の前兆を見逃していないか
- すかし掘りになっている箇所はないか、浮石、湧水、亀裂等は生じていないか
- 作業主任者、地山点検者が選任され、職務を確実に実行しているか